

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 37) (大学名) 富 山 大 学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>富山大学は、富山県内の3つの国立大学（旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学）の再編・統合により、3大学の特徴を活かしつつ、活力ある総合大学を築くために、平成17年10月に設立された。その理念と基本的目標は次の通りである。</p> <p>【理念】</p> <p>富山大学は、地域と世界に向かって開かれた大学として、生命科学、自然科学と人文社会科学を総合した特色ある国際水準の教育及び研究を行い、人間尊重の精神を基本に高い使命感と創造力のある人材を育成し、地域と国際社会に貢献するとともに、科学、芸術文化、人間社会と自然環境との調和的發展に寄与する。</p> <p>【目標】</p> <p>富山大学が全学的に重視する目標は、教養教育と専門教育の充実を通じて、幅広い職業人並びに国際的にも通用する高度な専門職業人を養成することである。本学の特色は知の東西融合を目指すことにあり、この点を生かしつつ、地域と世界の発展に寄与する先端的な研究を推進する。そして、東アジア地域をはじめ諸外国の教育研究機関と連携しつつ、国際的な教育・研究拠点となることを目指す。また、地域と時代の課題に積極的に取り組み、社会の要請に応える人材を養成し、産学官の連携と地域への生涯学習機会の提供などを通じて、地域社会への貢献を行っていく。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成22年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>2 教育研究組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科及び教育部並びに別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。</p>	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

① 教育の方針

- ・入学者受入方針に沿って、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を策定する。

② 教育課程

1) 学士課程

- ・教養教育においては、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するとともに、専門教育との有機的連携を図る。
- ・専門教育においては、専攻する学問分野の基本的知識、技能、問題解決能力、創造性、チームワーク、生涯学習力を培い、多様な分野の職業人を養成する。

2) 大学院課程

- ・幅広い知識を基盤にした高い専門性を培い、高度専門職業人、あるいは教育研究者として、学術研究の進歩や地域・国際社会に貢献できる人材を育成する。

③ 教育方法

1) 学士課程

- ・学生の学習意欲を高め、目的意識を持った主体的学習態度を培う。
- ・学生の学力、希望や将来に配慮した効果的な教育方法を導入する。
- ・キャリア形成支援のための教育方法を構築する。

2) 大学院課程

- ・高度な専門性に加えて現代社会のニーズに応える課題設定・課題解決能力を育む教育機会を充実させる。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

① 教育の方針

- ・入学者受入方針に沿って、学士課程及び大学院課程における学位授与の方針を策定し、それぞれの教育目標と達成水準を明確化する。

② 教育課程

1) 学士課程

- ・教養教育においては、地域の特色を活かした教育を推進するとともに、3キャンパスの教育内容の特徴を活用して、教養科目の充実と学生間の交流を図る。
- ・専門教育においては、教育理念、教育目標と達成水準に基づいて、教育カリキュラムを作成・実施する。

2) 大学院課程

- ・現代社会の諸問題に対応できる高い見識と広い視野を持つ人材を育成するために、人文・社会・芸術系の大学院を整備し、社会人枠を含め大学院教育の充実を図り、領域横断的な教育やキャリア教育を推進する。
- ・医薬理工系の大学院では更に整備を進め、創造的な問題解決能力のある人材を育成するために、大学院教育の充実を図り、領域横断的な教育やキャリア教育を推進する。

③ 教育方法

1) 学士課程

- ・自学自習の姿勢や課題探求・問題解決能力を育成するために、少人数教育、対話型教育などを重視し、きめ細かな教育を推進する。
- ・必要な分野においては、補習授業などで適切な授業ができるように、教材や授業方法の開発・実施を推進する。
- ・社会の現場で活用できる実践的な能力・技能を育むために、実社会における課題に関連した科目設定など、キャリア形成支援のための教育を充実させる。

2) 大学院課程

- ・国際水準の研究者や社会人講師による講義、インターンシップなどを通して、大学院教育を充実させる。

④ 成績評価

- ・学位の質を保証するために、適切な成績評価を実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

① 教職員の配置

- ・質の高い教養教育とそのため責任ある実施体制を確立する。
- ・質の高い専門教育の実施体制を整備する。

② 教育環境の整備

- ・学生の視点に立った教育環境の整備を推進する。

③ 教育の質の改善のためのシステム等

- ・教育の質を不断に改善するためのシステムを整備する。

(3) 学生への支援に関する目標

① 学習支援及び生活支援

- ・学生の主体的な学びを促し、学生の多様なニーズに対応した修学支援体制を整備する。
- ・充実したキャンパスライフを送ることができるよう、学生の実態に即した学生相談・生活支援体制の充実を図る。

② 就職・進路支援

- ・キャリア形成の支援を図り、学生が目指す目標（「就職・進路」）の実現を支援する。

④ 成績評価

- ・成績評価方法の現状分析と問題点の検討を行い、達成目標の実現にふさわしい成績評価方法のあり方を探究し、成績評価の改善を図る。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 教職員の配置

- ・共通教育センターを中心とした教養教育の実施体制を整備し、教養教育の充実を図る。
- ・本学における外国語教育の現状を分析し、ふさわしい外国語教育を行うための体制を検討し、整える。
- ・質の高い専門教育を行うために、適切な教育組織の整備を進める。

② 教育環境の整備

- ・留学生や障害のある学生にも配慮して教育環境の整備・充実を図る。
- ・情報通信技術（ICT）などを活用した、主体的学習環境の充実を図る。
- ・大学の教育方針や利用者のニーズに依拠した図書館の環境整備を進め、電子図書館機能の整備・充実を図る。
- ・インターネットを利用した遠隔学習を整備・推進する。

③ 教育の質の改善のためのシステム等

- ・高等教育機構を中心に各学部が連携・協力して、FD、学生による教育評価、就職先による卒業生の評価を行い、その結果を参考に教育の改善を図る。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学習支援及び生活支援

- ・カリキュラムについて十分なガイダンスを行うほか、学習と学生生活について、助言教員制度などを積極的に活用し、きめ細かな指導・助言を行う。
- ・留学生との混住型を採用し、学寮の改修・整備を図る。
- ・学生相談窓口体制や学生への経済的支援制度を充実する。

② 就職・進路支援

- ・キャリア形成を軸とし、卒業後の進路設計を見据えた総合的な支援に取り組む。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 研究の方向性と重点的に取り組む領域
 - ・基礎的研究の推進とともに、現代社会の諸問題の解決を目指す実践的・応用的研究に積極的に取り組む。

 - ・医薬理工及び伝統医薬学領域を中心として、国際社会をリードする特色ある先端的研究を行う。
 - ・自然科学、エネルギー及び生命科学の先端的研究を推進する。

 - ・環日本海や北陸地域に根ざした研究を推進する。
- ② 研究成果の社会への還元
 - ・地域や産業界との連携を深めながら、社会の要請に応える研究活動を展開し、研究成果を広く還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- ① 研究環境の整備
 - ・本学の特色と構成員の創造性が発揮される研究環境を整備する。
 - ・各学部、研究部等が共同して使用する研究設備や機器などの研究環境を計画的に整備する。
- ② 国内外と連携した研究実施体制
 - ・学内、地域、国内外の研究組織等と連携して研究を推進する体制の整備を進める。和漢医薬学総合研究所は、共同利用・共同研究拠点としての使命を遂行する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 研究の方向性と重点的に取り組む領域
 - ・基盤的研究経費の安定的確保を維持し、基礎的研究を推進する。
 - ・新しい医薬品の創成、診断・治療法の開発、臨床研究などトランスレーショナルリサーチを促進する。
 - ・学長裁量経費を活用し、実践的・応用的研究、若手研究者の研究及び創造性に富む萌芽的研究を支援する。
 - ・21世紀COEプログラム（東洋の知に立脚した個の医療の創生）を継承しつつ、東西医薬学融合に関わる国際水準の研究を推進する。
 - ・新素材、ICT、次世代エネルギー（核融合、水素エネルギー）、生命科学、環境科学などの分野において、世界に発信できる先端的研究を推進する。
 - ・経済・社会・文化活動に関わる研究を推進し、「東アジア共生課題」の研究分野の拡充を図る。
 - ・地域の特性に根ざした特色ある研究を推進する。
- ② 研究成果の社会への還元
 - ・民間企業や自治体・高等教育機関との共同研究・受託研究やプロジェクト研究などを推進する。
 - ・地域社会の活性化や産業・芸術・文化の発展に寄与する実践的な研究を推進する。
 - ・研究成果を活用して、公開講座、研究会、講演会等の開催や広報活動を積極的に行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 研究環境の整備
 - ・博士課程修了後のポスドク採用枠を設置し、若手研究者の育成を図る。
 - ・サバティカル研修制度を導入し、研究に専念できる時間を確保する。
 - ・学術研究用設備整備マスタープランの検証・見直しを行い、研究設備や機器などの研究環境の整備を推進する。
- ② 国内外と連携した研究実施体制
 - ・学内、地域、国内外の研究組織等との連携を推進し、人的交流や共同研究をさらに発展させる。和漢医薬学総合研究所は、共同利用・共同研究拠点としての使命を遂行するため、研究体制の充実を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ① 産業界、自治体等と連携した社会貢献の推進
 - ・産業界や自治体等と連携・協力し、地域社会の発展に貢献する。

- ② 地域の教育機関、医療機関、福祉施設との連携
 - ・地域の教育機関等と連携し、教育研究の交流を推進する。

 - ・各種の医療機関や福祉施設と連携・協力して地域社会に貢献する。
- ③ 地域・社会への貢献
 - ・地域・社会への知的サービスを充実させ、蓄積された知や大学の研究成果を生かして、地域の生涯学習等に貢献する。

(2) 国際化に関する目標

- ① 留学生交流の推進
 - ・海外からの留学生の受け入れを促進する。

- ・教員や学生の海外留学を促進し、国際的に活躍できる人材を育成する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 産業界、自治体等と連携した社会貢献の推進
 - ・産学官連携の促進により、地域の活性化につながる人材育成、共同研究、受託研究、コンサルティング、インキュベーション事業等を推進する。
 - ・自治体等と連携し、地域の発展のための施策の企画・立案・実施を推進する。
 - ・大学の研究シーズを発掘し、知的財産マネージャーや産学連携コーディネーターによるリエゾン活動を推進する。
 - ・産学官が有機的に連携したフォーラム等の事業を推進する。

- ② 地域の教育機関、医療機関、福祉施設との連携
 - ・地域の高校と連携した公開授業や小中学生を対象にした小中学生講座を開設し、地域の教育機関との連携を推進する。
 - ・北陸地区の高等教育機関と連携した教育研究を推進する。
 - ・地域の医療機関や福祉施設と連携した人材育成を推進する。

- ③ 地域・社会への貢献
 - ・毎年60講座以上の公開講座を開き、各教育部、各学部開設授業のうち、公開可能な科目の1/2以上をオープンクラス(公開授業)として公開する。
 - ・研究成果等のデータベース化及び公開を推進する。
 - ・伝統医薬(和漢薬)の正しい理解と普及を推進する。
 - ・生涯学習講座・研究会の講師等を通じて、地域社会に貢献する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 留学生交流の推進
 - ・外国語ウェブサイトの充実、大学院生の秋季入学、海外拠点の活用などにより、留学生の受け入れを促進する。
 - ・日本語・日本事情教育、生活支援、英語による大学院講義、構内英語表示など留学生の教育研究の充実・整備を進める。
 - ・留学生を対象にしたインターンシップなどの就職支援に取り組み、卒業後のフォローアップの充実を図る。
 - ・教員は海外研修等により、日本人学生は交換留学生制度や短期語学研修により、積極的に国際社会で活躍することが可能となるような研鑽機会を提供する。

- ② 国際社会への貢献
 - ・国際社会への貢献及び国際協力を促進する。

(3) 附属病院に関する目標

- ① 医療の質の向上
 - 1) 先進的医療
 - ・特定機能病院として、先進的・高度専門医療を充実させ、臨床医学の発展と医療技術水準向上に貢献する。
 - 2) 安全・危機管理体制
 - ・受療者・医療者が共に満足できる、安全安心な医療体制を構築する。
- ② 医療人育成
 - ・高い生命倫理感と実践的能力を有する医療人を養成し、地域医療へ貢献する。
- ③ 臨床研究
 - ・治験への参加数を増加し、新規医薬品や治療法の確立に向けて、その開発に貢献する。
- ④ 運営等
 - ・病院の経営を健全化し、病院再整備後の償還がスムーズに行われるようにする。また、優秀な人材を育成、確保し、地域医療計画、医療再生に貢献する。

- ② 国際社会への貢献
 - ・海外の学術交流協定機関との学生・研究者の相互交流・研究協力や国際シンポジウムの開催・展示等により、国際的教育・研究協力の充実を図る。
 - ・交流協定大学に設置した本学ランチ等を海外拠点として活用する。
 - ・国際協力組織や機関と連携し、国際貢献活動や人材育成を推進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ① 医療の質の向上
 - 1) 先進的医療
 - ・先進医療、先端医療の開発・臨床実践、施設環境整備の取り組みを充実させる。
 - 2) 安全・危機管理体制
 - ・医療安全管理支援部門の施設・体制・専門職員の充実を図る。
 - ・医療安全管理室を中心に、事例の分析・評価・現場還元のための体制・運用法の充実・実践を図る。
 - ・病院情報の公開推進と情報管理体制の推進を図る。
- ② 医療人育成
 - ・臨床実習の改善に努め、卒前の参加型臨床実習を一層充実する。
 - ・卒後臨床研修では、プライマリーケア研修に専門性の一端を導入しつつ、専門医医療へと繋がる一貫した卒後研修を構築する。
 - ・教育・研修プログラムを充実させ、特に、新生児医療や高次救急等、地域が求める医療人育成に努め、初期研修医、後期研修医を平成21年度と比べ、中期目標期間中に概ね20%以上の増加を図る。
- ③ 臨床研究
 - ・治験管理センターの更なる充実化を図り、富山県くすり政策課及び富山県医師会治験ネットワークとも協力し、治験への参加数を平成21年度と比べ、中期目標期間中に概ね10%の増加を図る。
 - ・東西医学の融合の立場から和漢薬の臨床応用を進める。
- ④ 運営等
 - ・看護師の教育・研修環境を整備し、看護職キャリア支援の充実を図り、離職率を5%以下にするよう努め、7:1の看護体制を維持する。
 - ・従来より更に安全で高度な医療を提供できるように、再整備計画の推進及び計画に沿った病院収入の確保に努める。
 - ・出産後も継続して勤務できる体制を整備するなどの方策により、医師・看護師・薬剤師等の女性スタッフの育児休業からの復職率を90%確保に努める。

(4) 附属学校に関する目標

- ① 大学・学部との連携
 - ・大学・学部との連携を強化し、先進的教育モデルの開発や教育方法の研究を行う。
- ② 教育内容と学校運営
 - ・外部からの意見を取り入れて、教育内容の向上と学校運営の改善を図る。
- ③ 地域社会との連携
 - ・地域における学校教育のセンター的役割を果たすため、地域社会に開かれた学校運営を図る。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 大学・学部との連携
 - ・先進的教育モデル開発のため、共同研究プロジェクトを積極的に推進し、実践的な教育方法の研究を実施する。
- ② 教育内容と学校運営
 - ・保護者や地域関係者の専門的知識・技能を取り入れた授業研究を進める。
 - ・学校評議員や保護者会の助言や提言をより有効に活用する体制を構築する。
- ③ 地域社会との連携
 - ・富山県内教育諸機関と連携し、教育理論を実践する場や実践的研修の場を提供することにより、活発な教育研究活動を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- ① 管理運営組織の在り方
 - ・学長は学内コンセンサスの形成に留意しつつ、大学としての意思決定を適切に行う。
- ② 教育研究組織の見直しと学生収容定員
 - ・学術研究の進歩や社会の要請に応じ、教育研究組織の見直し、再編を進める。
 - ・社会の要請に対応して、学生定員を見直す。
- ③ 教員人事と業績評価
 - ・特命教員制度等を活用して、教育研究等の活性化を図る。
 - ・男女共同参画を推進する。
 - ・多様性を尊重した個人業績評価を策定し、処遇に反映するシステムを整備する。
- ④ 機動的・戦略的な学内資源配分
 - ・大学の人材、資金等の資源を有効に活用するため、戦略的及び評価に基づいた学内資源配分を行う。
- ⑤ 事務職員等の資質向上

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 管理運営組織の在り方
 - ・各種会議の効率的な運営に努めるとともに、執行部と部局との意思疎通の改善を図り、透明性の高い大学運営を行う。
- ② 教育研究組織の見直しと学生収容定員
 - ・時代・社会の要請に応える人材育成のため、教育研究組織の点検・見直しを行う。
 - ・地域社会の要請に応じて、学生定員について検証し、必要に応じて入学定員を見直す。
- ③ 教員人事と業績評価
 - ・教員の選考・任用方法を点検評価し、改善を図る。
 - ・公募制を活用して人事の活性化を図り、優秀な人材を確保する。
 - ・職場環境を整備し、男女共同参画を推進する。
 - ・専門分野と職位の多様性を考慮した業績評価システムを整備する。
- ④ 機動的・戦略的な学内資源配分
 - ・教育研究の活性化を図るために、学長裁量ポストを確保し、機動的に活用する。
 - ・学長裁量経費を維持し、本学が重点的に取り組む事項に配分し、事後評価も行う、戦略的・効果的な資源配分を実施する。
 - ・部局長裁量経費等、部局の機動的な運営を可能にする方法を策定する。
- ⑤ 事務職員等の資質向上

- ・事務職員等の専門的能力及び資質の向上を図る。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ① 事務処理体制
 - ・事務処理の効率化・合理化を図るとともに教育研究体制に即した事務処理体制の構築を図る。

- ・事務職員等の専門性や資質の向上に資するため、多様な研修を実施する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 事務処理体制
 - ・グループ制の導入による効果等を検証し、必要な人員を確保しつつ、事務一元化を含め、教育研究体制と企画、管理・執行、サービスの機能に対応したグループの再構築を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- ① 外部資金及び寄附金等
 - ・科学研究費補助金、大学教育改革支援経費など競争的研究教育資金の獲得を図るとともに、共同研究など産学官連携研究を推進する。
- ② 自己収入
 - ・自己収入を伴う事業を実施するなど、自己収入の確保に努める。
- ③ 附属病院収入
 - ・附属病院収入の増収を図り、診療・経営基盤を強化する。

2 経費の抑制に関する目標

- ① 人件費の削減
 - ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ② 人件費以外の経費の削減
 - ・経費の抑制に向けて業務の見直しを行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- ① 資産の有効利用
 - ・大学が保有する資産の効果的・効率的な運用を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 外部資金及び寄附金等
 - ・各種競争的資金の獲得や受託研究、共同研究、寄附金などの受入れ件数や獲得額について、第1期中期目標期間の水準の維持・増加を図る。
 - ・富山大学基金を設置・充実し、教育研究への活用を図る。
- ② 自己収入
 - ・大学が保有する施設、知的財産の活用や公開講座等により、自己収入を確保する。
- ③ 附属病院収入
 - ・附属病院の診療機能の充実、新病棟増築に伴う個室病床の増等による増収に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ① 人件費の削減
 - ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ② 人件費以外の経費の削減
 - ・契約方法等を見直し、経費の節減と事務の省力化を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 資産の有効利用
 - ・土地・建物・設備、その他の資産を効率的に運用する。

<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>① 評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証評価等の外部評価を受け、評価結果を教育研究の質の向上及び大学の運営の改善に反映させる。 <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>① 情報公開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会に対する説明責任を果たし、大学の活動についての関心を高め、理解を深めるために、広報活動を強化する。 	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度までに認証評価を受審し、評価結果を教育研究の質の向上及び業務改善等に活用する。 ・自己点検評価、外部評価等の評価結果を教育研究の改善に活用する。 <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 情報公開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会に開かれた大学として、大学の管理運営・教育研究活動・財務内容等の情報を、個人情報保護に留意して公開するとともにウェブサイトの充実を図り、報道機関等を通じて、大学の活動状況を積極的に社会に発信する。
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>① 施設マネジメントとキャンパス環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学が目指す教育、研究、社会貢献、医療等の活動を支援する施設とキャンパス環境を整備充実し、有効利用に努め、適切に維持管理する。 <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>① 安全衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法等を踏まえ、学生及び教職員に対する安全衛生管理体制を充実し、健康で、学びやすく、働きやすい環境作りを進める。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 施設マネジメントとキャンパス環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な施設計画を盛り込んだ「キャンパスマスタープラン2007」の検証・見直しを行い、2011年版を作成し、これに基づき安全安心で快適なキャンパスの施設・環境の整備を推進する。 ・既存施設の有効利用に努めるとともに、教育研究の変化等に弾力的に対応するため、全学として教育研究スペースの概ね20%を共同利用化する。 ・施設設備を安全で快適に利用できるようにするため、利用者による自主点検と連動して、修繕必要箇所の計画的解消や予防保全を実施する体制を構築し、施設の長寿命化と費用対効果に配慮した維持管理を行う。 <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 安全衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生の面から全学的な点検調査を行い、必要な設備機器を整備し、安全衛生管理を推進する。 ・安全に関する手引き等を整備・充実し、安全講習会や研修等を実施し、定期的に防災訓練を実施する。 ・学生・教職員のメンタルヘルスを含む包括的な健康支援（トータル・ヘルス・

<p>② 環境配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮促進法等を踏まえ、持続可能な社会の形成に向けた事業活動を推進する。 <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>① 法令遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正な職務遂行を確保するため、法令等の遵守の仕組みを整備するとともに、情報管理体制を整備し、情報セキュリティの向上を図り、地域社会から信頼され、透明性ある大学運営を行う。 	<p>サポート)を推進する。</p> <p>② 環境配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な環境側面の調査を実施し、環境教育マニュアル等を整備するとともに、学生・教職員等の全構成員による省エネルギー活動と廃棄物の適正管理等を推進する。 <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 法令遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員の法令遵守及び情報セキュリティの意識向上を促すため、研修等により啓発するとともに、内部統制システムを整備し、その検証を行う。
	<p>(その他の記載事項) (別紙に整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予算 (人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額 ○長期借入金又は債権発行の計画 ○重要財産の処分 (譲渡・担保提供) 計画 ○剰余金の使途 ○施設・設備に関する計画

中期目標	中期計画
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>別紙参照</p>
	<p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>○ 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 34億円</p> <p>2. 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため</p>
	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画 ・富山大学伏木宿舎の土地及び建物（富山県高岡市伏木矢田403番23, 130.01㎡（建物延面積1,279.66㎡））を譲渡する。</p> <p>2. 重要な財産を担保に供する計画 ・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。</p>
	<p>IX 剰余金の使途</p> <p>○ 決算において剰余金が発生した場合は、</p> <p>・教育研究，診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>
	<p>X その他</p> <p>1. 施設・設備に関する計画</p>

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
附属病院病棟新営 杉谷キャンパス基幹環境 整備 五福キャンパス学生会館 改修 病院特別医療機械整備費 小規模改修	総 額 5,735	施設整備費補助金 (787) 長期借入金 (国立大学財務・経営センター) (4,152) (民間金融機関) (424) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (372)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ① 教員の選考・任用方法を点検評価し、改善を図る。
 - ② 公募制を活用して人事の活性化を図り、優秀な人材を確保する。
 - ③ 職場環境を整備し、男女共同参画を推進する。
 - ④ 専門分野と職位の多様性を考慮した業績評価システムを整備する。
 - ⑤ 業務全般について点検評価し、中長期的な観点に立った適正な人員配置を進める。
 - ⑥ 事務職員等の専門性や資質の向上に資するため、多様な研修を実施する。
- (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み
89,516百万円(退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	年度						中期目 標期間 小計	次期以 降償還 額	総債務 償還額
	H22	H23	H24	H25	H26	H27			
長期借入 金償還金 (国立大 学財務・経 営センタ ー)	855	946	1,022	982	1,006	1,076	5,887	9,682	15,569

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(単位：百万円)

年度 財源	年度						中期目 標期間 小計	次期以 降償還 額	総債務 償還額
	H22	H23	H24	H25	H26	H27			
長期借入 金償還金 (民間金 融機関)	15	38	37	37	37	36	200	668	868

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 富山大学（寺町）学生寄宿舍再整備費の一部
 - ② 附属病院再整備事業に係る施設・設備整備費の一部
 - ③ ヘリウム液化装置更新経費の一部
 - ④ その他教育，研究，診療に係る業務及びその附帯業務

国立大学法人富山大学の学部等

中期目標		中期計画	
別表1 (学部, 研究科等)		別表 (収容定員)	
学 部	人文学部 人間発達科学部 経済学部 理学部 医学部 薬学部 工学部 芸術文化学部	平成 22 年 度	人文学部 757人 人間発達科学部 680人 経済学部 1,640人 理学部 934人 医学部 865人 (うち医師養成に係る分野 585人) 薬学部 475人 工学部 1,670人 芸術文化学部 460人
	人文科学研究科 人間発達科学研究科 経済学研究科 芸術文化学研究科 生命融合科学教育部 医学薬学教育部 理工学教育部		人文科学研究科 20人 (うち修士課程 20人) 教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 経済学研究科 16人 (うち修士課程 16人) 生命融合科学教育部 60人 (うち博士課程 60人) 医学薬学教育部 297人 〔うち修士課程 108人 うち博士前期課程 35人 うち博士課程 154人〕 理工学教育部 497人 〔うち修士課程 434人 うち博士課程 63人〕
別表2 (共同利用・共同研究拠点)			
和漢医薬学総合研究所		人文学部 754人 人間発達科学部 680人 経済学部 1,640人 理学部 928人 医学部 905人 (うち医師養成に係る分野 605人)	

		薬学部	530人	
		工学部	1,660人	
		芸術文化学部	460人	
	平成 23 年 度	人文科学研究科	18人	
			(うち修士課程	18人)
		教育学研究科	38人	
			(うち修士課程	38人)
		人間発達科学研究科	26人	
			(うち修士課程	26人)
		経済学研究科	26人	
			(うち修士課程	26人)
		芸術文化学研究科	8人	
			(うち修士課程	8人)
		生命融合科学教育部	60人	
		(うち博士課程	60人)	
		医学薬学教育部	286人	
			[
		うち修士課程	62人	
		うち博士前期課程	70人	
		うち博士課程	154人]	
		理工学教育部	497人	
			[
		うち修士課程	434人	
		うち博士課程	63人]	
	平成 24 年 度	人文学部	754人	
		人間発達科学部	680人	
		経済学部	1,640人	
		理学部	928人	
		医学部	940人	
			(うち医師養成に係る分野	620人)
		薬学部	530人	
	工学部	1,660人		
		芸術文化学部	460人	

		<p>人文科学研究科 16人 (うち修士課程 16人)</p> <p>人間発達科学研究科 52人 (うち修士課程 52人)</p> <p>経済学研究科 36人 (うち修士課程 36人)</p> <p>芸術文化科学研究科 16人 (うち修士課程 16人)</p> <p>生命融合科学教育部 60人 (うち博士課程 60人)</p> <p>医学薬学教育部 280人 <ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 62人 うち博士前期課程 70人 うち博士課程 140人 うち博士後期課程 8人 </p> <p>理工学教育部 492人 <ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 434人 うち博士課程 58人 </p>	
	平成25年度	<p>人文学部 754人</p> <p>人間発達科学部 680人</p> <p>経済学部 1,640人</p> <p>理学部 928人</p> <p>医学部 975人 (うち医師養成に係る分野 635人)</p> <p>薬学部 530人</p> <p>工学部 1,660人</p> <p>芸術文化学部 460人</p>	
		<p>人文科学研究科 16人 (うち修士課程 16人)</p> <p>人間発達科学研究科 52人 (うち修士課程 52人)</p> <p>経済学研究科 36人 (うち修士課程 36人)</p>	

			芸術文化学研究科 16人 (うち修士課程 16人) 生命融合科学教育部 60人 (うち博士課程 60人) 医学薬学教育部 274人 (うち修士課程 62人) (うち博士前期課程 70人) (うち博士課程 126人) (うち博士後期課程 16人) 理工学教育部 487人 (うち修士課程 434人) (うち博士課程 53人)	
		平成26年度	人文学部 754人 人間発達科学部 680人 経済学部 1,640人 理学部 928人 医学部 990人 (うち医師養成に係る分野 650人) 薬学部 530人 工学部 1,660人 芸術文化学部 460人 人文科学研究科 16人 (うち修士課程 16人) 人間発達科学研究科 52人 (うち修士課程 52人) 経済学研究科 36人 (うち修士課程 36人) 芸術文化学研究科 16人 (うち修士課程 16人) 生命融合科学教育部 60人 (うち博士課程 60人)	

		医学薬学教育部 268人 〔うち修士課程 62人〕 うち博士前期課程 70人 うち博士課程 112人 うち博士後期課程 24人 理工学教育部 482人 〔うち修士課程 434人〕 うち博士課程 48人	
		人文学部 754人 人間発達科学部 680人 経済学部 1,640人 理学部 928人 医学部 995人 (うち医師養成に係る分野 655人) 薬学部 530人 工学部 1,660人 芸術文化学部 460人	
	平成27年度	人文科学研究科 16人 (うち修士課程 16人) 人間発達科学研究科 52人 (うち修士課程 52人) 経済学研究科 36人 (うち修士課程 36人) 芸術文化学研究科 16人 (うち修士課程 16人) 生命融合科学教育部 60人 (うち博士課程 60人) 医学薬学教育部 272人 〔うち修士課程 62人〕 うち博士前期課程 70人 うち博士課程 116人 うち博士後期課程 24人 理工学教育部 482人 〔うち修士課程 434人〕 うち博士課程 48人	

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 富山大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	78,621
施設整備費補助金	787
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	372
自己収入	112,691
授業料及び入学料検定料収入	32,414
附属病院収入	79,517
財産処分収入	0
雑収入	760
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	9,577
長期借入金収入	4,576
計	206,624
支出	
業務費	184,518
教育研究経費	111,795
診療経費	72,723
施設整備費	5,735
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	9,577
長期借入金償還金	6,794
計	206,624

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 89,516百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人富山大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の person 費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の person 費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の person 費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる person 費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times (\text{係数})\} \times (\text{係数}) \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

- F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。
- G (y) : 基準学生納付金収入 (③) 、その他収入 (④) を対象。
- S (y) : 政策課題等対応補正額。
新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- T (y) : 教育研究組織調整額。
学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
- U (y) : 施設面積調整額。
施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B (y) = H (y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C (y) = I (y)}$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D (y) = \{ J (y) + K (y) \} - L (y)}$$

$$(1) J (y) = J (y - 1) \pm V (y)$$

$$(2) K (y) = K (y)$$

$$(3) L (y) = L (y - 1) \pm W (y)$$

J (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

K (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

L (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

(アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方

で△1.4%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

(ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 富山大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	199,946
經常費用	199,946
業務費	175,701
教育研究経費	35,782
診療経費	36,565
受託研究費等	5,274
役員人件費	2,175
教員人件費	44,939
職員人件費	50,966
一般管理費	9,371
財務費用	1,706
雑損	0
減価償却費	13,168
臨時損失	0
収入の部	200,935
經常収益	200,935
運営費交付金収益	76,511
授業料収益	26,864
入学金収益	3,937
検定料収益	964
附属病院収益	79,517
受託研究等収益	5,274
寄附金収益	3,900
財務収益	28
雑益	732
資産見返負債戻入	3,208
臨時利益	0
純利益	989
総利益	989

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 富山大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	209,192
業務活動による支出	189,599
投資活動による支出	10,231
財務活動による支出	6,794
次期中期目標期間への繰越金	2,568
資金収入	209,192
業務活動による収入	200,889
運営費交付金による収入	78,621
授業料及び入学料検定料による収入	32,414
附属病院収入	79,517
受託研究等収入	5,274
寄附金収入	4,288
その他の収入	775
投資活動による収入	1,159
施設費による収入	1,159
その他の収入	0
財務活動による収入	4,576
前中期目標期間よりの繰越金	2,568

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。